

## 東大和市特別会計条例を廃止する条例

東大和市特別会計条例（昭和50年条例第16号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による廃止前の東大和市特別会計条例の規定による土地区画整理事業特別会計（次項において「廃止会計」という。）に係る令和4年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する財産、債権債務及び歳計剰余金は、東大和市一般会計が引き継ぐものとする。